

今泉区画整理ニュース

第12号

平成30年（2018年）4月16日発行

発行元 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



平成29年度第5回審議会を開催しました

3月26日（月）に市役所西庁舎で平成29年度第5回秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会を開催しました。会議では、換地の個別説明に対する要望の対応状況について報告を行いました。その後、第1回の仮換地の指定について諮問を行い、妥当である旨の意見をいただきました。（なお、対応状況の詳細と、仮換地の指定についての諮問は、個人情報を含むため、非公開での審議となりました。）

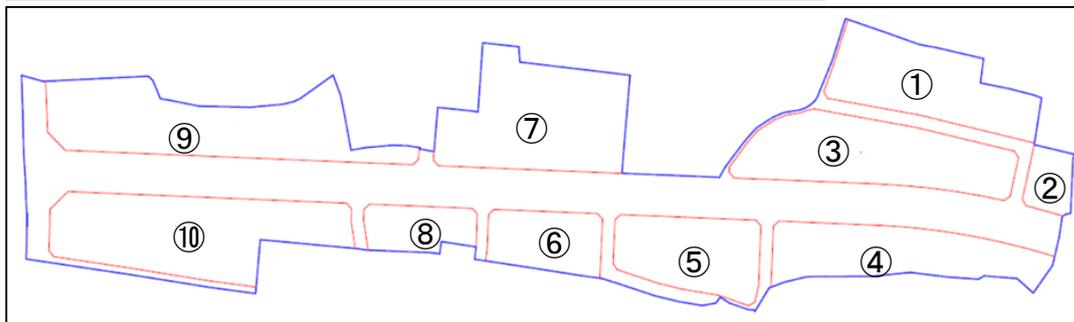
【換地に対する要望について】

1 要望件数

19件（12画地）※10街区で提出された要望は取り下げられました。

(1) 街区別内訳

街 区	3街区	5街区	7街区	合計
件 数	5	8	6	19
画地数	3/15	4/11	5/7	12/76



(2) 内容別内訳

内 容	位 置	形 状	面 積	合 計
数	12	4	3	19

※ 複数の要望がある画地もあるため、件数は延べ件数です。

2 対応方針

- (1) 市で換地設計の修正案を作成し、関係権利者と協議する。
- (2) 関係権利者全員の合意が得られた場合は、換地設計（案）を修正する。
- (3) 関係権利者の調整がつかなかった場合は、原案を優先させる。

3 対応状況

(1) 3街区

換地の入替えについて、関係権利者の合意が得られたため、原案を修正。

(2) 5街区

換地の入替えについて、関係権利者全員の合意に至らなかったが、5街区の仮換地指定まで1年程度の時間があるため、引き続き他の案を検討する。

(3) 7街区

換地の不整形が解消できず、区画整理事業の本来の目的である「土地利用の増進」を図れないため、新たに道路を設置することで換地を整形化した修正案を作成し、現在調整中。

【仮換地の指定について】

1 仮換地の指定とは

換地処分に先立って、使用収益権のみを従前の宅地から仮換地に移行させる行政処分です。これにより、従前の宅地の使用収益権は停止されます。仮換地の指定は、土地の区画形質の変更又は公共施設の新設もしくは変更に係る工事のため必要がある場合などに行うことができます。

2 第1回仮換地指定の範囲

区画整理区域内東側7, 206.97㎡（登記地積）

（主な仮換地指定先：1、2街区の全部、3、4街区の一部）

※ 主に、平成30年度に工事着手を予定している街区です。

3 仮換地指定通知について

仮換地の指定を行う従前宅地の所有者、借地権等の権利を有する方へ、配達証明郵便により仮換地指定通知書を送付します。（4月下旬～5月上旬を予定しています。）

編集後記

一部の要望については、調整がつかなかったところもありますが、引き続き検討を行うこととしました。

また、今年度は、第1回仮換地指定の後、工事着手や、補償についての説明会も予定しています。今年度も、丁寧な説明を心掛けてまいりますので、御理解、御協力をお願いします。

